



宮監公表第8号  
令和2年2月25日

宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員

梶谷 欣也  
荒木 本尚  
前口 真理子



### 定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等  
地域振興部（4課）
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

(報告様式1)

## 令和元年度定期監査指摘事項及び意見についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における指摘事項及び意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：地域振興部4課)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(地域コミュニティ課)</p> <p>①平成30年度及び令和元年度の委託料について、次のような不備があった。</p> <p>ア 平成30年度まちづくり人材育成事業「宮崎まちびと大学校」業務委託(執行伺額900,000円)に係る予定価格書について、「予定価格」欄には設計金額と同額を記載すべきところ、899,999円と記載していた。</p> <p>イ 令和2年宮崎市清武・加納地区成人式委託業務(執行伺額505,000円)に係る予定価格書について、「入札書比較価格」欄には予定価格に110分の100を乗じた金額を記載すべきところ、予定価格と同額を記載していた。</p> <p>②平成30年度西十地区学習等供用施設屋根防水補修工事の完成検査について、市長から命ぜられた職員が行うべきところ、検査調書に添付された工事写真には検査員と異なる職員名が記載されていた。</p> <p>③平成30年の市外旅行(福岡市：12月27日)について、領収書が私的に使用する航空券と合算されていたため、精算時に金額が確認できなかった。</p> <p>(生活課)</p> <p>①平成30年度の使用許可証再交付手数料に係る手書き領収証(No.390677)の書損処理について、不正使用を防止するため領収証と領収証(控)を一緒に綴じ込むべきところ、領収証を紛失していた。</p> <p>②平成30年度宮崎南部墓地公園自動搬送式納骨壇管理システム改修事業に係る契約保証金について、委託見積書提出日(平成30年7月26日)以前に調定書を起票(平成30年7月19日)していた。</p> <p>③令和元年度宮崎みたま園多目的トイレ清掃業務委託(契約日：平成31年4月2日)について、履行開始が平成31年4月2日であるにもかかわらず、1回目の清掃が4月1日に実施されていた。</p>	<p>(地域コミュニティ課)</p> <p>①ア・イ 今後の事務処理にあたっては、根拠法令の確認を徹底するとともに、複数の職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>②今後の事務処理にあたっては、財務規則等の根拠法令の確認を行なうとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>③各種通知の確認を徹底するとともに、領収書確認のチェックを行う。</p> <p>(生活課)</p> <p>①金庫日誌の決裁時に領収書を添付し、書損がある場合は、領収書と領収書(控)と一緒に綴じ込んであるかの確認を徹底することにより適正な処理を行う。</p> <p>②今後は、契約保証金の調定を含む契約に関する書類について複数の職員での確認を徹底することにより適正な処理を行う。</p> <p>③今後は、受託者に対し、委託期間を含む委託内容について十分に認識してもらうよう、説明を徹底することにより適切な処理を行う。</p>

④平成 30 年度及び令和元年度の見積書について、執行伺書の決裁日より前に徴し契約を締結しているものがあつた。

・平成 30 年度消耗品費

執行伺書決裁日：平成 30 年 4 月 26 日

見積書受領日：平成 30 年 4 月 25 日

・令和元年度宮崎みたま園 A ブロック内区画移転工事

執行伺書決裁日：令和元年 8 月 8 日

見積書受領日：令和元年 6 月 13 日

及び同年 8 月 5 日

⑤平成 30 年度台風 24 号災害防疫（消毒）業務（執行伺額 3,207,600 円）に係る契約事務について、次のような不備があつた。

ア 予定価格について、単価契約（1 日あたり）であることから、業務単価で設定すべきところ、総額で設定され比較できないものとなつていた。

イ 「入札書比較」欄には予定価格に 108 分の 100 を乗じた金額（2,970,000 円）を記載すべきところ、誤って 2,967,000 円と記載されていた。

⑥平成 30 年度及び令和元年度のスズメバチ類駆除業務委託の契約事務について、予定価格書は見積書と比較できるよう設定すべきところ、特例 1「スズメバチの種類がキイロスズメバチ又はオオスズメバチの場合、営巣条件 1～3 の設計額及び予定額を 1.2 倍する。」と記載し、具体的に金額を明示しておらず、比較ができないものとなつていた。

⑦令和元年度下原基地仮設トイレ賃借料の契約について、賃貸借契約書には、入札（見積）書の「契約金額」欄と同額（77,760 円）を記載すべきところ、誤って 78,480 円と記載していた。

（文化・市民活動課）

①平成 30 年度文化団体主催招致開催事業に係る補助金（交付決定額：2,340,000 円）に係る交付確定について、部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた。

②平成 30 年度宮崎シティフィルハーモニー管弦楽団運営費助成事業（交付決定額：6,648,000 円）及び宮崎市芸術文化連盟運営費助成事業（交付決定額：6,680,000 円）に係る交付確定について、市長決裁であるにもかかわらず、課長決裁としていた。

④今後は、執行伺書の決裁後に見積書の提出を受けることを徹底し、複数の職員での確認を徹底することにより適切な処理を行う。

⑤ア 今後は、業務単価による予定価格を設定することにより適切な処理を行う。

⑤イ 今後は契約に関する書類について複数の職員での確認を徹底することにより適切な処理を行う。

⑥今後は、特例について予定価格を明示し、見積書と比較できるように設定することにより適切な処理を行う。

⑦今後は契約に関する書類について複数の職員での確認を徹底することにより適切な処理を行う。

（文化・市民活動課）

①今後は、事務担当者、決裁者ともに根拠法令である事務決裁規程の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

②今後は、事務担当者、決裁者ともに根拠法令である事務決裁規程の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

③平成 30 年度及び令和元年度の行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。

ア 使用料の調定日について、年度をまたいで年間使用を継続させる場合は使用年度の会計年度の 4 月 1 日とすべきところ、4 月 23 日としていた（平成 30 年度、令和元年度：17 件全件）。

イ 使用料に係る調定書の納期限について、年度をまたいで年間使用を継続させる場合は使用年度の会計年度の 4 月 30 日（ただし、指定すべき日が休日に当たるときは、その翌日）とするとされているにもかかわらず、誤った日を設定していた（平成 30 年度、令和元年度：17 件全件）。

- ・平成 30 年度（正）平成 30 年 5 月 1 日  
（誤）平成 30 年 5 月 11 日
- ・令和元年度（正）令和元年 5 月 7 日  
（誤）令和元年 5 月 10 日

③ア 今後は同様の誤りがないよう、根拠となる財務規則の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

③イ 今後は同様の誤りがないよう、根拠となる行政財産使用料条例の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

令和 2 年 2 月 7 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

